平成２９年（フ）第２７７号
千葉市中央区南町２丁目24番10号　034ＣＨ１ＢＡ401号
債務者　高橋　裕美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９２号
千葉県習志野市本大久保２丁目11番26号　ララ大久保２－203号
債務者　石川　美歌
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
千葉県香取市笄島3916番地
債務者　栗山　敏江
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第７２０号
川崎市川崎区東門前１丁目15番10号　カーサ石井　302
債務者　菅原　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
川崎市中原区田尻町60番地　サンハイム202、前住所川崎市中原区田尻町60番地　コーポ正木　201
債務者　原田さおり
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎　３－105
債務者　永島　清美（旧姓椎谷）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
川崎市宮前区平２丁目23番４－305号
債務者　竹原　英浩
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
川崎市宮前区東有馬２丁目34番３号　ウインディア　Ｃ－103
債務者　大浦　　正
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
川崎市宮前区平５丁目９番39号　ドッグウッド宮前　Ｅ－103
債務者　菅野寿美子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
川崎市川崎区大島５丁目18番７－201号　マリンプラザ
債務者　杉山　正樹
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
川崎市川崎区大島３丁目37番９－101号　アルボル　リオ
債務者　尾上　　舞（旧姓水木）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
川崎市幸区下平間214番地１　２－602
債務者　笠原惠民こと　ＬＥＥ　ＨＹＥＭＩＮ　李　　惠民
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
川崎市高津区梶ケ谷５丁目10番地25　パークサイド梶ヶ谷　204
債務者　沼尻　祐司
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
川崎市高津区末長１丁目24番37号　ＴＫハイツ　205
債務者　木下　文子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
川崎市中原区中丸子500番地２　ＧＬコーポ202
債務者　高橋　美子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
川崎市川崎区江川１丁目２番２号　白樺館Ｂ棟　201
債務者　堀岡　宏貴
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
川崎市多摩区中野島３丁目14番10号　ミングルＡＰアスタック１番館　３Ｂ
債務者　森　　紀子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係